級地	区分				割合
六級地				当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十九
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千五十二
			主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		千分の千四十九
		指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	障害児相談支援				千分の千四十八
	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		千分の千三十七
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千三十六
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六
	医療型児童発達支援（指定医療機関において行う場合を含む。）				千分の千
	放課後等デイサービス		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千三十六
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千四十六
	保育所等訪問支援				千分の千三十七
	障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十三
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十七

級地	区分				割合
七級地			主として自閉症児を入所させる場合		千分の千三十七
			主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十三
				当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十七
			主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十六
				当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十七
				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十九
			主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		千分の千三十七
		指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定医療機関において行う場合を含む。）			千分の千
	障害児相談支援				千分の千三十六
	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合		千分の千十九
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千二十三
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千十八
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千二十三
	医療型児童発達支援（指定医療機関において行う場合を含む。）				千分の千